



広報「くまの」では、町民の皆さんのお宅に
広報が届くまでの期間を考慮して、おおむね
発行月の11日以降から翌月10日までの行
事のお知らせを掲載しています。

(写真中央が赤翼さん、左
は三村町長、右は山吹消防
団長)



(生活環境課)

消防庁長官表彰の受章

消防団業務に永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められ、赤翼剛さん(川角)が消防庁長官表彰(永年勤続表彰)を受章しました。

プラム賞表彰式

3月31日(火)に「平成20年度熊野町プラム賞」表彰式を行いました。

プラム賞は、教育・スポーツ・文化等の分野において、全県規模以上の各種大会、競技会等で優秀な成績を修めるなど、学習活動等の成果が他の模範として推奨できると認められる個人や団体などに対して、町教育委員会が表彰するものです。20年度は、3団体、21人が受賞しました。



↑受賞された皆さん

(学校教育課)

実施機関	件数等 請求 (申出) 人数	請求 (申出) 件数	処 理 状 況			
			公開	部分公開	不存在	非公開
町長	4	17	13	4	0	0

※上記以外の実施機関(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会)については、平成20年度の請求はありませんでした。

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況
この制度は、町民の皆さんの請求により、行政情報の閲覧や写しの交付を行う制度です。

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間における公文書の公開状況について、次のとおり公表します。

個人情報保護制度の運用状況
この制度は、町民の皆さんが、本人の個人情報の開示(閲覧や写しの交付)や訂正、利用停止請求を求めることができる制度です。

また、請求された公文書の開示(訂正)や利用停止などをしないときは、その理由をお知らせしますが、その決定に不服があるときは、町に不服申立ができます。
平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間においては、個人情報の開示請求はありませんでした。

図 総務課 ☎ 820・5601



裁判員制度

★いよいよ、5月21日(木)から裁判員制度がスタート

裁判員制度が、5月21日(木)から施行されます。
施行の日以降に起訴された事件について裁判員裁判が実施されますので、実際の裁判員裁判は早くも7月ごろから始まることになります。



★裁判員制度の意義

裁判員制度とは、国民の皆さんの中から選ばれた裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合に、どのような刑になるかを判断します。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されるので、裁判に対する国民の理解が深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

★裁判員制度の定着

このような裁判員制度が、今後円滑に実施されていくためには、この制度が国民の皆さんに信頼され、社会に定着していく必要があることはいうまでもありません。そこで、裁判所では、施行された裁判員制度の定着を目指して、皆さんの不安などを少しでも解消すべく、裁判員制度ウェブサイトの情報を随時更新し、これからも最新の情報をお届けしていきます。

●裁判員制度ウェブサイト

HP <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

●裁判所ウェブサイト

HP <http://www.courts.go.jp/>



月に1度の裁判所見学イベント “ひろしまの裁判所の日”に参加しませんか

広島裁判所では、毎月21日(休みの場合はその前日)を“ひろしまの裁判所の日”として、見学イベントを実施しています。

実施内容は次のとおりです。(実施月により異なります)

- * 刑事裁判の傍聴又は裁判員制度広報用映画の上映
- * 裁判官による質疑応答
- * 裁判員制度についての説明
- * 裁判員裁判用法廷の見学

参加は無料です。お気軽に申し込みください。

☎ 広島地方裁判所総務課 ☎ 228-0421 内線4221

